

ようこそ 教育長室へ

教育長 高木 秀人

「市川市教育振興大綱具体化パッケージ」と「令和8年度教育振興重点施策」(その1)

総合教育会議での協議を経て、11月17日に、田中市長が「市川市教育振興大綱具体化パッケージ～市川クオリティ・ロゴス～「言葉の力で未来を拓く市川の教育」」(以下「具体化パッケージ」という。)を策定・公表しました。

一方、教育委員会では、12月5日に、具体化パッケージを踏まえて、令和8年度の「教育振興重点施策」(以下「重点施策」という。)を策定しました。

具体化パッケージや重点施策の詳細や概要は以下の HP をご覧いただくとして、今回から2回に渡り、それぞれの法的位置づけや関係性、策定に当たっての大きな考え方などをお伝えします。

- <市川市教育振興大綱具体化パッケージ> <http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/pla01/file/000050003211.pdf>
- <市川市教育振興大綱具体化パッケージ概要> <http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/pla01/file/00005000322.pdf>
- <【わかりやすく！】市川市教育振興大綱具体化パッケージ説明動画(概要版)> <https://youtu.be/gdO2bD3xReg>
- <【より詳しく！】市川市教育振興大綱具体化パッケージ説明動画(詳細版)> <https://youtu.be/xl7SNKc6plE>
- <広報いちかわ12月6日号 特集1:市川クオリティ・ロゴス 言葉の力で未来を拓く市川の教育> <http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/pr/file/0000500775.pdf>
- <令和8年度教育振興重点施策> <http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/edu21/file/0000500975.pdf>

1. 法的位置づけ

(1) 市川市教育振興大綱(市長が策定)

市川市教育振興大綱(以下「大綱」という。)は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」(以下「地教行法」という。)第1条の3第1項の規定に基づき、市長が定めます。

大綱の策定に当たっては、同条第2項の規定に基づき、あらかじめ、総合教育会議で協議します。なお、総合教育会議は、同法第1条の4第2項の規定に基づき、市長と教育委員会で構成されます。

現在の大綱は、田中市長によって、令和5年1月に策定されました。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/pla01/file/0000494160.pdf>

(2) 市川市教育振興大綱具体化パッケージ(市長が策定)

具体化パッケージは、7月29日に開催された令和7年度第1回市川市総合教育会議において、大綱の取り組み状況を踏まえ、大綱の推進に向けて策定することが示されました。これを受け、11月4日に開催された第2回総合教育会議での協議を経て、策定されました。

具体化パッケージは、大綱を具体化するため、必要な具体的な施策やその取組期間を定めたものであり、大綱の一部に位置づけられます。

(3) 市川市教育振興基本計画(教育委員会が策定)

市川市教育振興基本計画(以下「基本計画」という。)は、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、地方公共団体が定めるもので、教育委員会が定めています。

現在の基本計画は、令和6年1月に策定しました。

<http://www.city.ichikawa.lg.jp/common/edu18/file/0000448886.pdf>

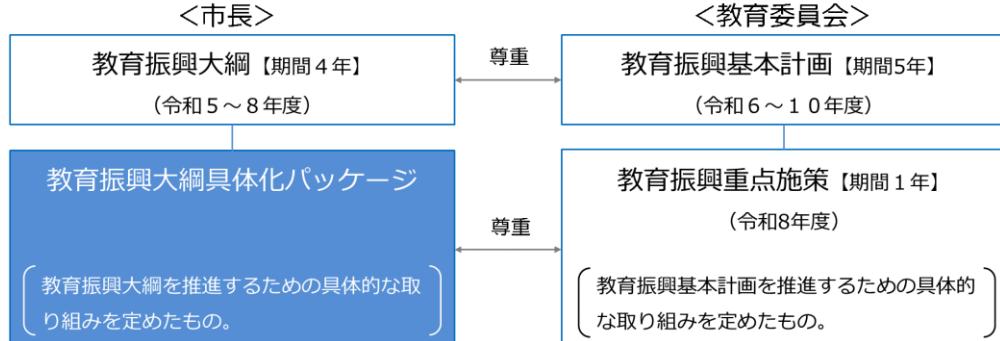
(4) 教育振興重点施策(教育委員会が策定)

重点施策は、基本計画を推進するための具体的な取り組みを定めたものです。法的根拠はなく、市川市教育委員会が独自に、教育委員会会議の議決を経て、毎年度策定しています。

2. それぞの関係性

大綱と基本計画は尊重関係があります。そのため、具体化パッケージと重点施策も尊重関係があることになります。令和8年度の重点施策は、具体化パッケージを踏まえて策定しました。

(イメージ図)→



※毎年見直しを行う